関東信越税理士会
熊谷支部１月例会次第

日時　令和８年１月１４日(水)
　　午前９時３０分～
場所　熊谷市立文化会館

１．会務報告

（1）	１２月１１日(木)	研修会	於	キングアンバサダーホテル熊谷
（2）	１２月１１日(木)	関係機関との協議会・例会	於	キングアンバサダーホテル熊谷
（3）	１２月１１日(木)	忘年会	於	キングアンバサダーホテル熊谷
（4）	１月　６日(火)	深谷商工会議所 新春賀詞交歓会	於	埼玉グランドホテル深谷
（5）	１月　７日(水)	熊谷商工会議所 新春賀詞交歓会	於	ソシオスクエア
（6）	１月　８日(木)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
（7）	１月　８日(木)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署
（8）	１月１０日(土)	埼玉県行政書士会熊谷支部新年賀詞交換会	於	キングアンバサダーホテル熊谷

２．会務予定及び連絡事項

（1）関係機関との協議会・例会
　日時　１月１４日(水)午前９時３０分～１０時３０分
　場所　熊谷市立文化会館

（2）研修会
　日時　１月１４日(水)午前１０時４５分～１１時３５分
　場所　熊谷市立文化会館

（3）令和７年度第２回理事会
　日時　１月１４日(水)研修会終了後
　場所　熊谷市立文化会館

（4）第１回「県連麻雀同好会」支部対抗戦
　日時　１月２２日(木)午後１時００分～
　場所　大宮駅周辺の雀荘

（5）熊谷青色申告会 新春懇談会
　日時　１月２６日(月)午後６時３０分～
　場所　大島屋 熊谷駅北口店

（6）正副支部長・地域長会議
　日時　２月　２日(月)午後２時３０分～
　場所　支部事務局

３．その他の協議報告事項

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

５．支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部　会員数１６２名

６．次回例会予定

日時　２月６日(金)　関係機関との協議会　無し
　　例会　午前１１時～１１時３０分
　　※午後は確定申告研修会のため、お弁当が出ます。
　　希望者は、研修案内を事務局まで FAX をお願いいたします。
場所　キングアンバサダーホテル熊谷４階

※例会から確定申告研修会まで、すべて４階が会場となります。
※キングアンバサダーホテル　Wi-Fi のパスワード【king1991】

７．次回研修会予定

日時　　２月６日(金)　　午後１時００分～５時００分　　受付　午後０時３０分～

場所　　キングアンバサダーホテル熊谷　４階

内容　　「綱紀監察事例研修」

「令和７年分確定申告研修」

単位　　４単位

８．ホームページ

熊谷支部　パスワード：kuma2012　　*http://www.kumazei.or.jp*

県連　　ID・ パスワード共に　　saizei0615

日税連　　ユーザー名・パスワード共に：　taxnz

本会　　ユーザー名・パスワード共に：　kzei0223

税理士協同組合　ユーザー名：zei　パスワード：szeikyo3111

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

９．その他

＊今後の例会日日程を掲載しました。(令和８年１月現在)　予定ですので変更になる場合もあります

３月例会	３月２３日(月)	キングアンバサダー 午後　２時００分～

令和８年１月１４日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長　　森 田 正 男
副 支 部 長　　橋 本　　博
地 域 長　　森 戸　　裕
研 修 部 長　　林　　正 浩

税理士会36時間規定研修

令和７年度例会時熊谷支部確定申告研修会

毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

また、昼食にお弁当をご用意いたします。予約注文になっておりますので、お弁当を希望される方は、ご記入をお願いいたします。なお、お弁当は会員のみになっております。

研修は参加できないが、研修資料希望の会員は事務局に保管してございます。
その場合も、下記の資料希望をご提出ください。

記

日時　　令和８年２月６日（金）午後１３時００分～１７時００分
受付　　午後１２時３０分より
場所　　キングアンバサダーホテル熊谷　４階
内容　　「綱紀監察事例研修」「令和７年度確定申告研修」
講師　　熊谷税務署各担当官
　　所得税　消費税　資産税　管理運営
対象　　税理士会会員及び職員
費用　　資料代　会員 無料　　職員 １,０００円
単位　　４単位

＊資料・お弁当注文の為、１月２２日（木）までに支部事務局宛お申し込み下さい。

ＦＡＸ ０４８－５２１－９６１２

★令和８年２月６日の確定申告研修会出席人数

会員　　名　　事務所職員　　名　　合計　　名

★昼食弁当を希望します。　　個数　　個
(会員のみ)

会員名

欠席の場合、確定申告研修資料希望
(事務局に保管してございます)　　会員名　　冊数

税理士事務所における無料税務相談日程表 令和8年2月2日～13日

中央地区				**南部地区**	
天笠裕司	４日	松本一良	９日	伊東修二	５日
飯島賢二	１２日	村田克也	５日	内田拓志	１０日
井口大輔	１０日	山崎浩成	３日	大久保秀彦	１２日
伊藤寿子	５日	山田　剛	３日	岡田　正	１３日
加藤一郎	５日	陸名久好	１０日	金井千尋	５日
岡本祐一	１３日	渡邊慶二	１２日	川田　茂	９日
木島重雄	2日			草野晴美	４日
斉藤今朝男	１３日			栗林昭人	１３日
柴﨑　誠	１４日			小島　広	９日
四分一和徳	３日			林　法政	３日
鈴木　昇	３日			林　正浩	３日
曽根和也	２日			原　　靖	１０日
武田　司	４日			蛭川高鋭	１０日
富井晴夫	１２日			藤野佳子	２日
能見孟俊	５日			水野敦史	５日
納見　宏	９日	**西部地区**		森　いづみ	１２日
西田政隆	１２日	足立憲夫	５日	森戸　裕	１３日
増田亮吉	５日	大谷宏一	３日	安原宣彦	３日
本塚雄一郎	１４日	小野澤克則	３日	吉澤春男	４日
横尾将司	１０日	柿沼和歌枝	１０日	吉田福一	４日
吉留良平	１２日	小島周二	４日	吉田喜代司	２日
渡辺　実	１３日	塩田哲也	９日	龍前篤司	５日
渡辺　保	３日	清水一宏	２日		
渡辺雅江	３日	柴﨑　健	２日		
		瀧山英太	１０日		
東部地区		染谷芙美子	４日		
椛沢邦夫	９日	高橋幸一	１３日		
久米真理子	５日	橋本　博	５日		
櫻澤　敦	２日	長谷部信行	１２日		
嶋田洋一	１０日	長谷部好一	１２日		
清水茂昭	１３日	福島泰彦	１３日		
髙橋泰三	２日	堀野冨士夫	９日		
髙橋勤二	２日	武藤伸悟	５日		
田代嘉昭	４日				
根岸太郎	４日				
野﨑千秋	９日				

北部地区		**深谷地区**			
秋池正江	３日	相原信夫	２日	福島繁夫	１２日
姉﨑正一	１０日	足立修平	１０日	本田　章	３日
井田幸子	１２日	新井　進	３日	前山信一	２日
大島孝夫	５日	石坂哲也	１３日	松本浩之	９日
片桐明文	２日	市渡修一	４日	森川裕介	２日
神田福男	５日	大久保匡志	１０日	横村乂彦	５日
木本英男	１０日	荻原利彦	４日	横村啓訓	５日
國分和行	２日	笠原行男	４日		
小島久幸	１２日	金子良光	５日		
小林拓人	１３日	木藤久丹江	３日		
櫻井富美子	２日	熊﨑美杉	１２日		
柴田凛太郎	４日	黒須克仁	１０日		
鈴木雄一	３日	小林幹夫	１２日		
須永栄子	３日	鈴木信司	２日	**大里地区**	
戸井田利夫	９日	髙岡　洋	９日	新井政雄	２日
戸井田　浩	１２日	武田匡哉	９日	新井弘貴	２日
中島信之	５日	田島　弘	３日	磯部庄三	９日
中村武司	４日	土屋政信	３日	小林喜一郎	３日
萩原直幸	１３日	寺山智久	２日	小林賢一郎	３日
橋本泰久	３日	富岡宏之	１３日	小室真一	４日
堀越雄司	９日	中野敦夫	４日	相馬広明	１２日
前嶋修身	２日	中村文男	３日	中澤一雄	２日
増田俊樹	１３日	中村敏行	１３日	橋本則彦	１３日
三澤欣一	５日	西尾裕之	１３日	深田義樹	５日
峯岸克俊	１３日	根岸文男	５日	南　絹代	６日
森嶋秀人	４日	灰野耕二	１３日	山本文子	１３日
森田正男	１３日	萩原美明	１２日	吉橋　徹	１０日
山川宏之	３日	橋本直樹	３日	吉橋理沙	１０日
油井豊仁	９日	濵野高志	２日	吉田　厚	１０日
吉田貴之	２日	福島　昭	１２日		

別紙３

令和　　年分税務相談表（会員事務所用）

確申　様式1号

年　月　日	
支　　部	
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

相談日	氏　　名	住　　所	電話による相談	申告書			報酬
				受理		未受理	
				書面による	代理送信による		

該当する場合は○印

いずれか一つの該当項目に○印

有料分に○印

※確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

別紙１

お　ね　が　い

税理士でない者が、納税者の代理を行うこと、申告書等税務書類の作成をすること、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしども税理士は次のような仕事をしております。

１．記帳・決算書作成の相談及び代行
２．土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
３．所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
４．企業経営の相談
５．融資申請手続

関　東　信　越　税　理　士　会

＿＿＿＿＿＿＿＿支部　担当税理士＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関信越税業発７第368号
令和８年１月５日

県連会長
支 部 長　　各位

関東信越税理士会
会　　長　大山博之
税務支援対策部長　飯嶋雄一
綱紀監察部長　渡邉典昭

協議派遣事業などにおける税理士用電子証明書の
適切な取扱いについて（注意喚起）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の税務支援事業及び綱紀保持と非行の未然防止のための施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、協議派遣事業等における電子申告（代理送信）については、本年度も引き続き取り組むべき課題と思料するところであります。

協議派遣事業において代理送信を行う場合、従事税理士の税理士用電子証明書による電子署名が必要となりますが、協議派遣事業における指定団体（以下「指定団体」という）の職員など**他人へ税理士用電子証明書を貸与したり、預けたりすることは、名義貸し行為に該当する又は該当する虞があることから絶対に行わないでください。**

本会においても、税理士が指定団体の元職員に名義貸し行為を行ったとして懲戒処分を受けた事例や、名義貸し行為で逮捕され罰金刑に処せられたことにより欠格条項に該当した事例がございます。

つきましては、協議派遣事業の適正な実施及び綱紀保持と非行の未然防止のために、本件について会員へ周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【連絡先】
関東信越税理士会
（税務支援対策部担当：幡手・花岡）
（綱紀監察部担当：谷津・小笠原）
TEL 048-643-1661　FAX 048-643-1475
ﾒｰﾙ jutaku@kzei.or.jp

【写送付先】本会税務支援対策部委員、本会綱紀監察部委員、支部税務支援対策部長、県連事務局、支部事務局

埼税協熊谷地域１月例会

令和　８年１月 14 日㈬

＜会務報告＞

令和７年 12 月 16 日㈫　　提携企業との懇親会
　　16:00～清水園

＜会務予定＞

令和８年１月 16 日㈮　　第３回理事会
　　13:20～パレスホテル大宮
　　賀詞交換会
　　15:00～パレスホテル大宮

＜関税協より研修のご案内＞

実務セミナー(月１回)

R8.１／14㈬　講師　三上広美・奥田よし子・菅野真美
　　「地方税あれこれ【地方税総論・法人事業税・不動産に係る地方税】」
2／5㈭　　講師　宮森俊樹
　　「徹底解説！令和７年分確定申告の留意点、令和８年度税制改正の概要を速報」
3／18㈬　　講師　谷中　淳
　　「非上場株式を移動する場合の税務上の時価の判断について」

＜提携企業インフォメーション＞

大同生命

知って得する

個人で加入する生命保険の税務メリットを活用しましょう！

保険料を支払うと、税金が安くなる！？

知って得する

バランスよく加入することで、
所得税・住民税の負担が軽減されます！（生命保険料控除）

◎所得税法第76条、地方税法第34条による。

◆ 主な対象商品

一般生命保険料控除

控除限度額※1
所得税：　4万円
住民税：2.8万円

収入リリーフ　Rタイプ
Dタイプ　Lタイプα
Tタイプα※2　Tタイプ※2　など

介護医療保険料控除

控除限度額※1
所得税：　4万円
住民税：2.8万円

介護リリーフα　重度がん
Jタイプα　保障Jタイプ
Tタイプα※3　Jタイプ
一時金型Mタイプ　Tタイプ※3　など

個人年金保険料控除

控除限度額※1
所得税：　4万円
住民税：2.8万円

個人年金保険

※1 年間払込保険料が8万円超の場合
※2 災害死亡保障特則の適用あり　※3 災害死亡保障特則の適用なし

合計控除限度額　所得税：**12万円**　住民税：**7万円**

税負担軽減効果

生命保険料控除を限度額まで活用した場合

年収	年間の税負担軽減効果（所得税軽減額＋住民税軽減額）
600万円	▶ 19,252 円
960万円	▶ 31,504 円
1,200万円	▶ 35,180 円
1,800万円	▶ 47,432 円

「所得税軽減額」の算出方法
生命保険料控除の金額×所得税率×（1＋2.1%※1）
※1　復興特別所得税

「住民税軽減額」の算出方法
生命保険料控除の金額×10%※2
※2　道府県民税・都民税4%、市区町村民税6%

1ヵ月分の保険料と同じくらいの税金が安くなることもあるんだね！

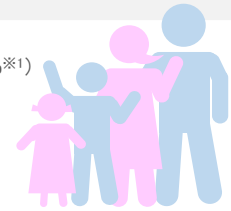

◎上記はあくまで一例です。年齢・年収・保険料・すでに加入している保険契約などによって軽減効果は異なります。
◎上記に記載の年収600万円、960万円、1,200万円、1,800万円はあくまで目安であり、所得控除後の課税所得をそれぞれ、195万円～329.9万円、330万円～694.9万円、695万円～899.9万円、900万円～1,799.9万円（1,000円未満の端数金額切捨て）として税率を計算しています。

【参考】年間保険料と生命保険料控除の金額　契約日が平成24年1月1日以降の契約（新制度）

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額	年間払込保険料額	控除額
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超　40,000円以下	（払込保険料×1/2）＋10,000円	12,000円超　32,000円以下	（払込保険料×1/2）＋6,000円
40,000円超　80,000円以下	（払込保険料×1/4）＋20,000円	32,000円超　56,000円以下	（払込保険料×1/4）＋14,000円
80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円

生命保険料控除を有効に活用できているか、現在の加入内容を確認してみましょう！

受取る保険金が非課税になる!?

知って得する

相続人が受取る死亡保険金のうち、『500万円×法定相続人数』は非課税です！

法人から個人（相続人）へ支払う死亡退職金にも、同様の非課税枠があります（併用可）

◎ 相続税法第12条（第1項第5号、6号）による。

死亡保険金・死亡退職金の受取例（相続人：3人）

① 個人で死亡保険金5,000万円を受取る場合

課税対象

・死亡保険金：5,000万円 －（500万円×3）＝ **3,500万円**

② 個人で死亡保険金2,000万円、法人から死亡退職金3,000万円、あわせて5,000万円を受取る場合

課税対象

・死亡保険金：2,000万円 －（500万円×3）＝ 500万円
・死亡退職金：3,000万円 －（500万円×3）＝ 1,500万円
合計 ： **2,000万円**

①と比べ、課税対象が少なくなります！

相続税の非課税枠をフル活用するためには、
法人から退職金を受取れるようにしておいた方がいいんだね！

個人で受取る保険金とあわせて、法人から受取る退職金を準備しましょう！

知って得する

病気やけがの場合に被保険者自身が受取る保険金・給付金は非課税です！

◎ 所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、9-21による。

◆ 主な対象

・重大疾病保険金	（重度がん保障Jタイプ・Jタイプα・Jタイプ）
・就業障がい保険金	（Tタイプα・Tタイプ）
・介護保険金・介護年金	（介護リリーフα・収入リリーフ）
・入院一時金	（一時金型Mタイプ）
・高度障がい保険金	（Rタイプ・Lタイプαなど）
・HALプラス給付金	（HALプラス特約）
・リビングニーズ保険金	

病気やけがで働けなくなった場合の個人のそなえを検討しましょう！

◎各商品の正式名称は以下のとおりです。
・収入リリーフ：無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）・Rタイプ：無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）
・Dタイプ：無配当逓減定期保険・Lタイプα：無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）
・Jタイプα：無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）・Jタイプ：無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）
・重度がん保障Jタイプ：無配当重大疾病保障保険（重度がん保障・無解約払戻金型）
・Tタイプα：無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）
・Tタイプ：無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）・個人年金保険：無配当個人年金保険
・介護リリーフα：無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）
・一時金型Mタイプ：無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）
・HALプラス特約：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）
◎この資料は保険商品・税制の内容のすべてが記載されているものではありませんので、あくまで参考情報としてご覧ください。
◎この資料は2025年6月現在の商品内容・税制に基づいて記載されており、将来変更となることがあります。
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社（大阪）〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
（東京）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
https://www.daido-life.co.jp/